

受動喫煙防止対策実施施設種別分類

(平成23年9月)

| 種別 | 属性 | 主な対象施設 |
|----|--|--|
| 1 | 飲食店 客に飲食物を提供する施設 (調理場と接客スペースがある) | 食堂、喫茶店(カラオケ喫茶等を含む)、事業所・学校等の施設内食堂、飲食店と物販の複合施設(飲食店街、飲食スペースのあるコンビニ・サービスエリア・道の駅等) |
| 2 | 宿泊施設 営業としての宿泊施設(寮・寄宿舎は、その施設本来の種別に属する) | 旅館、ホテル、保養所、ペンション、民宿、ユースホステル等 |
| 3 | 店舗・ 娯楽施設 業種に限らず、客への販売 (物・サービス)を行う施設、 娯楽施設 | 物販店、スーパー・コンビニ、理容店・美容院、写真館、給油所、レジャー施設(ハイウェイオアシス等)、映画館、遊技場、公衆浴場等 |
| 4 | 金融機関 | 郵便局、農業協同組合、銀行、信用金庫、保険会社、証券会社等 |
| 5 | 公共交通 機関 | 鉄道、バス等 |
| 6 | 文化・ 運動施設 不特定多数の住民が集まり、 一定時間を過ごす施設 | 公民館・会館、市民センター・社教センター、コミュニティ(防災)センター、余暇・生涯学習・体験学習のための施設、公民館と児童館・憩いの家等複数施設が集合する施設、美術館・博物館・図書館・資料館・科学館、文化財建築物、公園、運動公園、児童遊園、野外活動施設、動植物園、水族館、体育館、スポーツセンター・スポーツクラブ、プール、競技場、テニスコート、弓道場、射撃場、武道館、漕艇場、ヨットハーバー等 |
| 7 | 企業・ 事務所 事務・作業などを、ほぼ一定した 人員が行う施設(不特定な住民 の出入りが無い、官公庁の処理 場・研究所なども含む) | 会社、事務所、研究所、商工会・医師会等の会館、シルバー人材センター、工場・処理場(製品・食品・畜産・廃棄物)、浄・配水場、給食センター等 |
| 8 | 保健・医療 ・福祉施設 | ①医療施設 病院、診療所、歯科診療所、助産所、薬局・ドラッグストア、接骨院・鍼灸・マッサージ・指圧等 |
| | | ②保健・福祉施設 保健所・保健センター、保健施設、社会福祉協議会、福祉会館、福祉相談センター、地域包括支援センター、障害者福祉施設、高齢者福祉施設(憩い・ふれあい・敬老の家)、老人ホーム、介護保険施設、授産所・福祉作業所等 |
| | | ③児童施設 保育所・こども園、児童館・子どもの家・児童センター、学童保育所、託児所、子育て支援施設、障害児施設等 |
| 9 | 教育機関 一定期間においてほぼ固定的な 生徒・学生・受講者が集まり、一 定時間を過ごす施設 | 幼稚園、小・中学校、高校、大学、特別支援学校、警察・消防学校、学習塾・予備校、専門学校、自動車学校、他施設の研修・教育棟、音楽・珠算教室等 |
| 10 | 官公庁 公的な事務・サービスを行う施設 (不特定の住民の出入りがある) | 県庁舎・市町村役場、(市民)サービスセンター、県民プラザ、警察署、消防署、防災センター、税務署・県税事務所、社会保険事務所、職業安定所・労働基準監督署、公園・処理場等の管理事務所、建設・工事事務所等 |
| 11 | その他 | 斎場、留置施設、更正施設、動物関連施設、その他 |